

等級ごとの職員数について（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

級	級別標準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1 級	定型的な業務を行う職務	8	4.5	主 事	7	39	21.5	係員級
				保 育 士	0			
				教 諭	1			
2 級	主任、困難な業務を処理する 主事の職務	31	17.1	主 任	31			
3 級	係長、困難な業務を処理する 主任の職務	49	27.1	係 長	49	49	27.1	係長級
4 級	課長補佐の職務	31	17.1	課 長 補 佐	31	64	35.4	課長補佐級
5 級	企画監、主幹、困難な業務を 処理する課長補佐の職務	33	18.2	企 画 監	3			
				主 幹	14			
				課 長 補 佐	16			
6 級	理事、参事、支所長、総務課 長、次長、課長、局長、所長、 館長、園長 高度な業務を処理する企画 監の職務	29	16.0	参事兼支所長	0	29	16.0	課長級
				総 務 課 長	1			
				次 長	0			
				課 長	16			
				局 長	1			
				所 長	7			
				園 長	3			
				会 計 管 理 者	1			

※ つるぎ町職員の給与に関する条例第5条第2項の規定による、級別標準職務表において級を決定されない職員（特別職職員、企業職職員〔病院職員〕、技能労務職員、その他会計年度任用職員）を除く。

※ 暫定再任用職員（短時間勤務）2級 18名除く。